

令和9～11年度プラスチック類再商品化处理業務
(単価契約) A・B

競 争 入 札 説 明 書

京 都 市

令和9～11年度プラスチック類（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品が一括回収された状態のものをいう。以下同じ。）再商品化処理業務委託の競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

（１）業務名

令和9～11年度プラスチック類再商品化処理業務委託A・B

（２）履行内容

入札説明書及び仕様書のとおり

（３）履行期間

仕様書のとおり

（４）履行場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格のすべてを満たす者

ア 競争入札参加申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されている者

イ 申請日から入札参加資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 次のいずれかに該当する者であること。

（ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に基づく「一般廃棄物処理施設の許可」を受けた者であること。

（イ）廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者として廃棄物処理法第9条の5第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可」を受けた者であること。

（以上、政令で定める一般廃棄物処理施設を設置等している者に限る。また、許可を受けた一般廃棄物処理施設がプラスチックの異物除去、圧縮梱包、保管の用に供する施設であること。）

エ 競争入札参加申請日時点で連続して1年間以上、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条第1項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことがあること。

オ 本市が指定する日までに、受託業務に必要なプラスチック類の異物除去・再商品化処理・保管の用に供する施設を保有できること。

カ 本市が指定する日までに、受託業務に必要なプラスチック類の引取りの用に供する車両を保有し、また調達できること。

キ 本市が指定する日までに、受託業務に必要な廃棄物の処理に従事する従業員を雇用し、又は雇用できること。

ク 自ら受託業務を実施する者であること（（公財）日本容器包装リサイクル協会が定める「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」に基づき、自らを代表再商品化事業者とするジョイントグループを形成し、協定を締結した運搬事業者が分別収集物の運搬を行う場合を含

む。)

ケ 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

コ 市税及び法人税の滞納がないこと。

サ 受託業務に関し、確実な履行が期待できないおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

3 入札に参加しようとする者が準備すべき書類

2に示した資格を満たすことを証明するものとして、以下に掲げる書類を準備すること。

(再商品化処理を行うための施設、知識、技能、経験等を有していることを証する書類)

- ・ 「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までに一連の行程図」(別紙1)
- ・ 再商品化事業者が排出する残渣の処理の委託に係る産業廃棄物処理委託契約書の写し及び収集運搬事業者並びに処分事業者の許可証の写し(別紙1添付)
- ・ 「再商品化工程」、「工程に沿った物質収支」(別紙2-1)
- ・ 「再商品化工程説明」(別紙2-1添付)
- ・ 「物質収支総括表」(別紙2-2)
- ・ 「機器リスト」(別紙2-3)
- ・ 「再商品化製品の品質を確保するための措置」(別紙3)
- ・ 「生活環境に係る被害を防止するための措置について」(別紙4)
- ・ 「再商品化の実施に要する費用の総額及びその内訳」(別紙5)
- ・ 「分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者」(別紙6)

分別収集物の運搬を、再生処理事業者以外の事業者が行うのは、(公財)日本容器包装リサイクル協会が定める「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」に基づき、再生処理事業者を代表再商品化事業者とするジョイントグループを形成する場合に限る。また、収集運搬業者が産業廃棄物又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する場合は許可証の写しを添付し、これらを有しない場合は、当該事業者の役員全員の住民票(本籍地の記載のあるもの)を提出すること。

- ・ 「積替施設一覧表」(積替え又は保管を行う場合)(別紙7)
- ・ 「処分施設一覧表」(別紙8)
- ・ 「一般廃棄物処理施設の設置許可証」又は「一般廃棄物の処理施設の譲受け等の許可証」及び「使用前検査済み証の写し」

その他、必要な許可・届出がある場合は許可証、届出の写し(別紙8添付)。

- ・ 「再商品化により得られた物の利用事業者一覧」(別紙9)
- ・ 「再商品化製品引き取り同意書」(別紙9添付)
- ・ 競争入札参加申請日時点で連続して1年間以上、プラスチック資源循環促進法第33条第1項の規定による再商品化計画の認定を受けてプラスチック類の再商品化処理業務を受託したことを証する書類(契約期間が明記された契約書の写し等)(添付資料2-2)
- ・ 管理体制、管理責任者、作業員等の人数(交代制で作業する場合、一直当たりの作業員数)を記載した書類(添付資料6①-1)
- ・ 再商品化に直接関わる組織、管理体制、操業計画(再商品化施設の操業カレンダー)を記載した書類(添付資料6①-2)

※ 管理体制には、責任者から作業員の所属する部署を記載。なお、分別収集物の受入、再商品

化管理（日報、月報、年報含む）、品質管理、安全衛生管理は管理者ごとに役割を明示のこと。

- ・（手選別を行う場合）手選別ラインのコンベアへの時間当たりの投入量、コンベアの仕様（長さ、幅、本数、常用速度）、コンベア毎の配置人数、作業項目毎の人数、1人当たりの処理能力等を記載した書類（添付資料6①－3）
- ・（大規模施設（申請処理能力が10,000トン／年以上）の場合）社内管理体制（組織、安全管理を含む）、工場内の物流計画（設備と製品等置場間の物流通路、運行回数、手段、担当者数）、ペールの搬入、製品の搬出計画、及びトラック等の運行計画（添付資料6①－4）
- ・ 分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所に係る資料（添付資料6②－1）
- ・ 分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所の配置図（添付資料6②－2）
- ・（分別収集物、仕掛品、再商品化製品及び廃棄物の保管場所が借地である場合）土地の登記簿謄本、土地の構図及び借地に係る契約書の写し（添付資料6②－3）
- ・（古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等の規制対象となる場合）他の法令に基づく許可等を受けていることを証する書類（添付資料7）
- ・ 受託業務を確実かつ誠実に実施する旨の誓約書（別紙10）
- ・ 受託業務に必要な人員・車両・機材・設備等を調達する旨の誓約書（別紙11）
- ・ 営業概況書（別紙12）
- ・ 労働災害及び交通事故発生状況報告書（別紙13）
- ・ 定款及び商業登記事項証明書
- ・ 役員名簿（別紙14）
- ・ 役員全員の住民票等（本籍地の記載のあるものに限る。ただし、外国籍の方については、在留カードの番号が省略されていないものに限る。）
- ・ 欠格条件に該当しない旨の誓約書（別紙15）
- ・（法人の場合）直前3年の貸借対照表、損益計算書及び法人税の納税証明書
- ・（個人の場合）必要資金・資金調達方法を記した書類及び預金残高証明書、融資証明書等、事業開始及び継続に必要な資金等が確保可能であることを証明できる書類（現在すでに廃棄物処理業を営んでおり、既存の設備等を利用するため新たな資金を必要としない場合はその旨を記載した書類）

※ 別紙1から別紙9まで及び添付資料6①－1から添付資料7までについては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（2.1版）」（令和7年4月）を参照して作成すること。

4 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

入札説明書等に対して質問しようとする者は、質疑書（別紙16）によって以下に定めるところにより、説明を求めることができる。

- （1）質疑書の提出期限 令和7年8月29日（金）午後5時
- （2）質疑書の提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課まで電子メールで送付すること（電子メールアドレス：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp）。
- （3）質疑書の回答期日 令和7年9月1日（月）
- （4）質疑書の回答方法 京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報のページにおいて、入札前日

まで閲覧に供する。

5 競争入札参加資格確認申請について

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書（別紙 17）に上記 3 で示した書類等を添付し、競争入札参加資格の確認申請を行うこと。

なお、競争入札参加申請書の提出は持参又は郵送（特定記録）によるものとし、電送その他によるものは認めない。

- (1) 受付期間 令和 7 年 9 月 29 日（月）から 10 月 3 日（金）まで
（休日を除く。郵送の場合は必着）
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- (3) 郵送先 〒604 - 8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 市役所本庁舎地下 1 階
京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課プラスチック担当宛

6 競争入札参加資格の審査及び審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果は、下記の期日に競争入札参加資格確認通知書により、競争入札参加資格申請者全員に通知する。この場合、競争入札参加資格を有しないとした者にはその理由を付す。

- (1) 通知期日 令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (2) 通知方法 競争入札参加資格確認申請者全員に特定記録で郵送
なお、期日までに結果が郵送されなかった者は、令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時までに、京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課に連絡をすること。

7 競争入札参加非資格者からの再審査請求に関する審査

- (1) 競争入札参加資格の審査により競争入札参加資格を有しないとされた者は、次により書面（任意様式）を提出し、再審査を求めることができる。

なお、提出は持参によるものとし、郵送や電送その他によるものは認めない。

- ア 提出期限 令和 7 年 11 月 5 日（水）午後 5 時
（正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
- (2) 再審査請求があった場合は、請求内容についての審査を行い、令和 7 年 11 月 14 日（金）までに、再審査請求に関する審査結果通知書により、請求者全員に通知する。また、審査の結果請求内容に正当な理由があるとされた者は、本件入札に関する入札参加資格を有するものとする。

8 競争入札参加資格の確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

- (1) 競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、2 の入札参加者の資格を喪失したとき（競争入札参加資格を通知した日から開札日までに、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けた場合を含む。）

- (2) (1)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

9 予定価格

各年度の予定価格はA、B各々次のとおりとする。

予定価格 各年度 2 9 9, 6 7 0, 1 1 9 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

内訳

プラスチック製容器包装(特定事業者負担分) 2 4 5, 4 1 5, 9 7 0 円

プラスチック製容器包装(市町村負担分) 2, 4 7 8, 9 4 9 円

プラスチック製品 5 1, 7 7 5, 2 0 0 円

※ 処理予定量各 4, 2 3 0 トン／年度、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の比率をプラスチック製容器包装 9 1 %、プラスチック製品 9 %で算定。
プラスチック製容器包装(特定事業者負担分)に係る委託料は、(公財)日本容器包装リサイクル協会からの支払いとなる。

10 プラスチック製容器包装の処理単価の上限

プラスチック製容器包装の処理単価の上限は 6 4, 4 0 0 円／トン（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

11 入札書の提出

- (1) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、本業務に係る競争入札について他の競争入札参加有資格者の代理人となることができない。
- (2) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を提出するときは、競争入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）並びに代理人をして提出させる場合においては、入札執行権限に関する委任状（別紙 1 8）を掲示すること。
- (3) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙 1 9）を提出しなければならない。

ア 件名

イ プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の引取量 1 トン当たりの処理単価並びにこれらに予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。）

ウ 競争入札参加有資格者の名称又は商号及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加有資格者の名称又は商号、代理人の氏名及び押印

- (4) 入札書の提出場所等は以下のとおりとする。

なお、提出は持参によるものとし、郵送、電送その他によるものは認めない。

ア 提出期間 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）から 1 1 月 2 0 日（木）まで

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 提出先 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (6) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に封じ、入札書に用いた印章をもってこれに封印すること。また、その封皮に競争入札の件名、競争入札参加有資格者の名称又は商号を記載すること。
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人の入札金額は、当該委託業務の提供に要する一切の諸経費（仕様書において本市が負担することとしたものを除く。）を含め入札金額を見積もること。
- (8) 入札書及び委任状は、黒色のペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (9) 競争入札参加有資格者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (10) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (11) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

12 開札

- (1) 開札日時等については以下のとおりとする。
 - ア 日 時 令和7年11月21日（金）午前10時
 - イ 場 所 競争入札参加有資格者に別途通知する。
- (2) 会場には、競争入札参加有資格者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむ得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (3) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入室することができない。
- (4) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、会場に入室しようとするときは、競争入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状を提出すること。
- (5) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、会場を退出することができない。
- (6) 会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 競争入札参加有資格者又はその代理人は、入札書及び入札書に使用する印章を持参し、再度入札等に備えること。
- (8) 入札執行主務者は、競争入札参加有資格者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (9) 開札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (10) 開札は、競争入札参加有資格者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争入札参加有資格者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

- (11) 開札した場合においては、競争入札参加有資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者又は最低制限価格を下回る金額で入札した者は、再度の入札に参加することができない。

13 競争入札の参加制限

- (1) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。
- (2) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (3) 競争入札において、(1)及び(2)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市契約事務規則第6条の2第1号に基づきそれぞれ無効とする。
- (4) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において(1)及び(2)に該当することが判明したときは、契約を締結しないものとする。

14 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が二通以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者の記名押印のないとき。
- (4) 金額の記載に訂正があるとき。
- (5) 主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (6) 入札者が協定して入札したときその他入札に際し不正の行為があったとき。

(7) その他入札に関する条件に違反したとき。

15 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格で、次の①及び②の合計額について、最低の価格をもって申込みをした者を区分Aの落札者、二番目に低い価格をもって申し込みをした者を区分Bの落札者とする。有効な入札書を提示したものが1者のみの場合で、最低の価格をもって申し込みをした者がこれを承諾する場合は、最低の価格をもって申込みをした者を区分Aに加えて、区分Bの落札者とする。

- ・ プラスチック製容器包装(市町村負担分)

プラスチック製容器包装処理の入札単価※ (円/トン) × 4, 230トン × 91% (プラスチック製容器包装の割合) × 1% (市町村負担分) … ①

- ・ プラスチック製品

プラスチック製品処理の入札単価 (円/トン) × 4, 230トン × 9% (プラスチック製品の割合) … ②

※ プラスチック製容器包装処理の入札単価の上限は、64,400円/トン (消費税及び地方消費税相当額を含まない。) とする (第10項参照)。

(2) 最低価格で同価の入札をした者が三人以上あるとき又は二番目に低い価格で入札したものが二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

16 禁止事項

次に掲げる事項を行うことを禁止する。ただし、本件競争入札において落札し、契約の相手方となった者 (以下「契約者」という。) が、本件競争入札において互いに競争相手であった落札者以外の者 (以下「非落札者」という。) 以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき又は特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承認を得た場合を除く。

(1) 契約者が、非落札者から契約の履行に必要な物件 (落札者の商標を付して製作された物件を除く。

以下同じ。) 又は役務を調達すること。

(2) 非落札者が、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給すること。

17 契約

(1) 契約は、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の引取量1トン当たりの処理単価契約とする。なお、契約金額は、入札金額に記載されたプラスチック製容器包装及びプラスチック製品の引取量1トン当たりの処理単価に、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額とする。

(2) 契約を締結する日については、令和7年12月22日(月)とする。

18 留保条件

(1) 契約の締結については、当該業務に係る予算の成立及びプラスチック資源循環促進法第33条第

1 項に規定する再商品化計画の認定を条件とする。

(2) 前号の条件が成就しなかったときは、本市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

19 契約書の作成

(1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

20 支払いの条件

委託料は各月ごとの支払いとし、当該月のプラスチック類の引取量から、別途(公財)日本容器包装リサイクル協会、京都市及び受注者により契約した「認定再商品化計画における再商品化費用支払いに関する契約書」に基づき、当該協会が費用を負担することとしたプラスチック製容器包装(特定事業者負担分)の量を除いた量に対し、プラスチック製容器包装(市町村負担分)及びプラスチック製品、各々について、1キログラム当たりの委託単価を乗じて得た金額を支払う。算出額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

当該月のプラスチック類の引取量の算出は、京都市又は京都市が一時保管施設等での中継業務等を委託する事業者若しくは受注者において計量した各引取車両の引取量を集計する。各引取車両の引取量は、10キログラム単位で算出することとし、10キログラム未満は四捨五入する。

京都市は、委託料について、プラスチック類の引取量を基に前月分を計算し、受注者から適法な請求書を受領したときは、当該請求額を30日以内に支払う。

プラスチック製容器包装(特定事業者分)については、受注者から提出された生産管理月報に基づき、(公財)日本容器包装リサイクル協会において支払いを行う。

委託料算定時に用いるプラスチック製容器包装及びプラスチック製品の比率は、プラスチック製容器包装91%、プラスチック製品9%とする(当比率は令和8年度に実施するプラスチック類の品質調査(組成調査)の結果により変更の可能性がある。)。また、令和9年度及び10年度に実施する品質調査による割合に基づき、(公財)日本容器包装リサイクル協会及び受注者と協議のうえ、次年度以降の比率を変更する。

21 契約書の提出

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日(競争入札の開札の後に確認する要件がある場合にあっては、当該要件の確認を受けた日)から本市が指定する日までに、契約書に記名押印しなければならない。

(2) 落札者が、前号の規定する期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

22 その他の必要な事項

競争入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。